

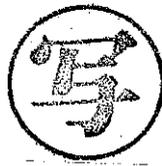
3 1 医人第 3 8 2 号
令和元年 1 2 月 2 7 日

県内各保健所長 様

長崎県医療人材対策室長
(公 印 省 略)

「保健師助産師看護師法第 3 7 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について(通知)

このことについて、厚生労働省医政局長から別添写のとおり通知がありましたので、お知らせします。



医政発1029第5号
令和元年10月29日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

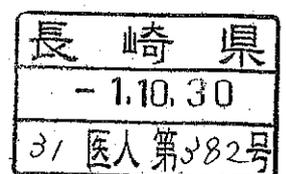
「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について

特定行為に係る看護師の研修制度の内容や具体的な運用基準等については、「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」(平成27年3月17日付け医政発0317第1号厚生労働省医政局長通知。以下「局長通知」という。)により示しているところである。第23回医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会での議論の結果、領域別パッケージ研修に新たに救急領域パッケージを追加することとなった。これを受け、局長通知について別添の新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしたため通知する。

本改正に係る指定申請等における様式については、下記のとおりである。貴職におかれては、御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知に努めるなど、引き続き、本制度の円滑な実施に御協力をお願いする。

記

- (1) 令和元年5月7日付け局長通知の一部改正前の様式及び改正後の様式について、いずれも令和2年3月31日までの間、提出することが出来る。
- (2) 令和2年2月までに指定を受けた指定研修機関における特定行為研修について、以下の変更が生じた場合には、当該指定研修機関は指定研修機関変更届出書(省令改正に伴う変更届出)(様式8)にて、令和5年3月31日までに、変更が生じた日から起算して1月以内に届け出ること。
・「保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令の一部を改正する省令」(平成



31年厚生労働省令第73号。以下「改正省令」という。)に基づき、当該指定
研修機関における特定行為研修の共通科目の内容を変更した場合

- ・改正省令に基づき、当該指定研修機関における特定行為研修の各科目の時間数
を変更した場合
- ・当該指定研修機関において、領域別パッケージ研修を実施する場合（新たな特
定行為区分に係る特定行為研修の開始を伴わない場合）

保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について（平成27年3月17日付け医政発0331第1号厚生労働省医政局長通知） 新旧対照表

新	旧
<p>医政発0317第1号 平成27年3月17日 一部改正 平成29年11月8日 一部改正 令和元年5月7日 一部改正 令和元年10月29日</p>	<p>医政発0317第1号 平成27年3月17日 一部改正 平成29年11月8日 一部改正 令和元年5月7日</p>
<p>各都道府県知事 殿</p> <p>保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について</p> <p>(前文略)</p>	<p>各都道府県知事 殿</p> <p>保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について</p> <p>(前文略)</p>
<p>記</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 特定行為研修省令の内容及び具体的な運用基準</p> <p>1. 用語の定義 ～ 5. 特定行為研修 (略)</p> <p>6. 指定研修機関</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 変更の届出 (略)</p> <p>③ 実施する特定行為研修の内容 (指定研修機関が領域別パッケージ研修を実施する場合を含む)</p> <p>④～⑧ (略)</p> <p>(5) ～ (13) (略)</p> <p>(14) 留意事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 指定研修機関の指定の基準関係</p>	<p>記</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 特定行為研修省令の内容及び具体的な運用基準</p> <p>1. 用語の定義 ～ 5. 特定行為研修 (略)</p> <p>6. 指定研修機関</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 変更の届出 (略)</p> <p>③ 実施する特定行為研修の内容</p> <p>④～⑧ (略)</p> <p>(5) ～ (13) (略)</p> <p>(1.4) 留意事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 指定研修機関の指定の基準関係</p>

(略)

イ～ト (略)

チ 特定行為研修の協力施設

(以下略)

③ (略)

④ 変更の届出関係

(略)

6. (4) ③に関連して、実施する特定行為研修の内容の変更を届け出る場合にあっては、変更後の特定行為研修計画を指定研修機関変更届出書(様式2)に添えること。なお、指定研修機関が領域別パッケージ研修を実施する場合は、研修の内容の変更に該当すること。

また、6. (4) ⑦に関連して、(略)

⑤ 変更の承認関係

(略)

⑥ 領域別パッケージ研修の実施関係

新たに指定研修機関の指定を受けようとする者が、領域別パッケージ研修を実施しようとする場合は、領域別パッケージ研修の実施について記載した指定申請書(様式1)を提出することにより、厚生労働大臣の認定の申請をすること。指定研修機関が新たに領域別パッケージ研修を実施しようとする場合は、領域別パッケージ研修の実施について記載した指定研修機関変更届出書(様式2)または特定行為区分変更申請書(様式3)を提出することにより、厚生労働大臣の認定の申請をすること。なお、6. (5)に関連し、指定研修機関が特定行為区分変更申請書(様式3)を提出する時点において、領域別パッケージ研修の実施を計画している場合は、様式3において領域別パッケージ研修の計画についても記載することにより、様式2の提出を省略しても差し支えないこと。

⑦ 年次報告関係

(略)

⑧ 指定研修機関の指定の取消しの申請関係

(略)

⑨ 特定行為研修の修了関係

(略)

⑩ 特定行為研修指定研修機関指定証の交付関係

(略)

(略)

イ～ト (略)

チ 特定行為研修を指定研修機関の協力施設

(以下略)

③ (略)

④ 変更の届出関係

(略)

6. (4) ③に関連して、実施する特定行為研修の内容の変更を届け出る場合にあっては、変更後の特定行為研修計画を指定研修機関変更届出書(様式2)に添えること。

なお、6. (4) ⑦に関連して、(略)

⑤ 変更の承認関係

(略)

(新設)

⑥ 年次報告関係

(略)

⑦ 指定研修機関の指定の取消しの申請関係

(略)

⑧ 特定行為研修の修了関係

(略)

⑨ 特定行為研修指定研修機関指定証の交付関係

(略)

⑪ 事務の委託関係

(略)

7. 施行期日等 (略)

第3 留意事項 (略)

(別紙1) ~ (別紙2) (略)

(別紙3)

共通科目の内容

科目	学ぶべき事項	時間
臨床病態生理学～ 疾病・臨床病態概 論 (略)	(略)	(略)
医療安全学	特定行為の実践におけるアセスメント、仮説検 証、意思決定、検査・診断過程 (理論、演習・実 習) を学ぶ中で以下の内容を統合して学ぶ (略)	(略)
特定行為実践		
計		(略)

(別紙6)

5. (1) ⑧に関連し、特定行為研修の一部を免除した研修
(領域別パッケージ研修)

(略)

1. 在宅・慢性期領域 ~ 3. 術中麻酔管理領域 (略)

4. 救急領域

特定行為区分の 名称	特定行為	研修を修了した 看護師が実施可 能な特定行為か 否か	研修の免除 の可否
呼吸器 (気道確 保に係るもの)	経口用気管チューブ又は経 鼻用気管チューブの位置の	○	=

⑩ 事務の委託関係

(略)

7. 施行期日等 (略)

第3 留意事項 (略)

(別紙1) ~ (別紙2) (略)

(別紙3)

共通科目の内容

科目	学ぶべき事項	時間
臨床病態生理学～ 疾病・臨床病態概 論 (略)	(略)	(略)
医療安全学	特定行為の実践におけるアセスメント、仮説検 証、意思決定、検査・診断過程 (理論、演習) を 学ぶ中で以下の内容を統合して学ぶ (略)	(略)
特定行為実践		
計		(略)

(別紙6)

5. (1) ⑧に関連し、特定行為研修の一部を免除した研修
(領域別パッケージ研修)

(略)

1. 在宅・慢性期領域 ~ 3. 術中麻酔管理領域 (略)

(新設)

関連	調整		
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	○	二
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	○	二
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	○	二
	人工呼吸器からの離脱	○	二
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	○	二
	橈骨動脈ラインの確保	○	二
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	×	免除可
	脱水症状に対する輸液による補正	○	二
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時の投与	○	二
	抗精神病薬の臨時の投与	×	免除可
	抗不安薬の臨時の投与	×	免除可
(別紙7)～(別紙8) (略)			
様式1			
様式2			
様式3			
様式4			
様式5			
様式6			
様式7			
様式8			
参考			
(別紙7)～(別紙8) (略)			
様式1			
様式2			
様式3			
様式4			
様式5			
様式6			
様式7			
様式8			
参考			

(別記 関係団体)

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
公益社団法人 日本看護協会
公益社団法人 日本助産師会
公益社団法人 日本精神科病院協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 地域医療振興協会
公益社団法人 全国老人保健施設協会
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
公益財団法人 全国国民健康保険診療施設協議会
一般社団法人 日本病院会
一般社団法人 日本医療法人協会
一般社団法人 日本精神科看護協会
一般社団法人 全国訪問看護事業協会
一般社団法人 日本慢性期医療協会
一般社団法人 全国公私病院連盟
一般社団法人 全国医学部長病院長会議
一般社団法人 日本看護系大学協議会
一般社団法人 日本私立看護系大学協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
社会福祉法人 恩賜財団済生会
社会福祉法人 北海道社会事業協会
日本赤十字社
国家公務員共済組合連合会
全国厚生農業協同組合連合会
独立行政法人 国立病院機構
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
独立行政法人 地域医療機能推進機構
独立行政法人 労働者健康安全機構
文部科学省高等教育局医学教育課
防衛省人事教育局衛生官
法務省矯正局矯正医療管理官

